

# 仕 様 書

本県は、新たなモビリティサービスの創出や自動車産業の振興の観点から、全国に先駆けて、将来の自動運転サービスの実現を目指し、2016年度から先導的に遠隔型自動運転システムなど最先端の技術を活用した自動運転の実証実験を積み重ねてきた。

2026年度は、自動運転の社会実装及び次世代モビリティを活用した最先端の取組をさらに推し進めるとともに、日本や世界で未開拓の領域を県が率先して推進するための基盤となる調査及び多様なプレイヤーを巻き込むコミュニティの立ち上げ等を行い、再現可能なビジネスモデルの構築を目指す。

## 1 委託業務名

「次世代モビリティ社会実装基盤調査事業」実施委託業務

## 2 事業内容

2026年度に県が行う定期運行・実証実験に関連し、①事業化加速、②環境整備（インフラ、法整備等）、③社会受容性向上、④技術開発の各要素について調査及び取組を実施し、それらに基づく⑤戦略的なロードマップの見直しを行うとともに、多様なプレイヤーを巻き込むコミュニティの立ち上げ・運営補助、自動運転を含む次世代モビリティに係る最新動向の収集と事業モデルの検討を行う。

## 3 業務の内容

(1) 社会実装を見据えた分析調査計画の策定及び調査・検証・構築の実施

県が自動運転の定期運行・実証実験を行う3事業（都市交通（名古屋市内）、広域交通（知多エリア）、園内交通（愛・地球博記念公園））について、下表の区分を基に分析調査計画を策定、調査等を実施する。

【主な実施内容】

区 分	① 事業化加速	② 環境整備	③ 社会受容 性向上	④ 技術開発	⑤ ロードマッ プ・実装モ デル構築
都市交通	<ul style="list-style-type: none"><li>・想定実装主体の課題把握</li><li>・持続可能なビジネスモデルの提案</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・路車協調の調査と本事業への活用検討</li><li>・法的論点の整理と解決方法の提案</li></ul>	—	<ul style="list-style-type: none"><li>・技術的完成度の客観的な評価</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・戦略的なロードマップ見直し</li><li>・実装モデル構築に向けた調整</li></ul>
広域交通	<ul style="list-style-type: none"><li>・想定実装主体の課題把握</li><li>・社会実装に向けた中・長期的なビジネスモデルの提案</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・高速の路車協調の調査と本事業への活用検討</li><li>・法的論点の整理</li><li>・最新技術の調査</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・試乗者アンケート等による社会受容性調査</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・技術的完成度の客観的な評価</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・戦略的なロードマップ見直し</li><li>・実装モデル構築に向けた調整</li></ul>
園内交通	<ul style="list-style-type: none"><li>・レベル4相当の運行に向けた事業体制の整理</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・実装に向けた手続き整理</li></ul>	—	—	—

① 事業化加速

想定される実装主体の課題把握、国内外の事例調査に基づく持続可能なビジネスモデルの整理・提案を行う。

園内交通においては、L4相当の運行を実現するために必要な事業体制のあり方を整理する。

② 環境整備（インフラ、法整備等）

現在、国内外で既の実装されている道路における路車協調の事例を調査し、それぞれの区分において現実的な活用に向けた課題を検討する。また、実装時に必要な法的論点を整理し、解決方法に向けた提案を実施する。

広域交通においては、走行中給電などの次世代技術の調査を行う。

園内交通においては、L4相当の運行を実現するために必要な関係機関（中部運輸局、県警など）への手続きについて整理する。

③ 社会受容性向上

試乗者アンケートを始めとする社会受容性調査を行う。

④ 技術開発

実証実験等の内容について、社会実装時に求められる技術的完成度に対する客観的な到達度評価を行う。

⑤ 戦略的ロードマップ・実装モデル構築

自動運転の社会実装に向け、行政が担うべき協調領域を特定し、戦略的なロードマップの見直しや実装モデル構築に向けた事業者等との調整を行う。

調査計画は、以下のア～エを踏まえて策定する。

ア 県が行う自動運転定期運行・実証実験の実施事業者と緊密な連絡体制を構築すること。

イ 想定するビジネスモデルについて、より社会実装に即したビジネスモデルとなるよう自動運転のステークホルダーに対し情報交換を行うとともに、必要に応じて想定実装主体となりうる事業者ヒアリングを行うこと。

ウ 各区分の特徴を生かした分析調査計画とすること。

エ 国内外の先進事例を提示し、参照すること。

(2) 「あいちモビリティDXコンソーシアム」立ち上げ補助、コンソーシアム総会等の企画・運営

愛知県では、2017年度に設置した「あいち自動運転コンソーシアム」などを発展的に改組し、DXを通じたモビリティ技術の高度化や交通安全の確保、モビリティとDXを掛け合わせた新サービス等の社会実装を目指す「あいちモビリティDXコンソーシアム」を立ち上げる予定である。

これを踏まえ、委託事業では、コンソーシアムの立ち上げにあたって必要となる関連するステークホルダーの整理や参画促進に向けた活動内容検討などを実施する。

また、コンソーシアムが実施する以下のイベントについて、会場の確保や、参加意欲を高める企画内容・講師の検討など、企画・運営を行う。

なお、実施にあたり取り扱う議題やコンテンツについては、開催の都度県と協議の上決定することとする。

・総会 2回/年

・自動運転実装推進WG 1回/年

(3) 自動運転を含む次世代モビリティに係る最新動向の収集及び事業モデルの検討

実装の実例や最新技術、各政府の動きなど、国内外の自動運転に関する最新動向の情報収集を行い、資料にまとめるとともに、県関係者に向けたレクチャーを適宜行う。

また、都市交通、広域交通、園内交通以外の将来のビジネスにつながる可能性があるプレイヤーや座組を整理し、県内で展開しうる事業モデルを複数案提案する。

(4) 業務実施結果報告書の取りまとめ

本事業の実施内容等を業務実施結果報告書として取りまとめること。

(5) その他

県担当者からの求めに応じて、業務管理計画の作成、あいちモビリティDXコンソーシアムでの報告に協力すること。

#### 4 委託業務に当たっての留意事項

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 採用された企画の実行にあたっては、県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。
- (5) 業務終了後の現地検査にあたっては、経理書類の整理をあらかじめ行い、自主点検を実施するなど、効率的な検査の実施に努めること。なお、業務終了前に必要に応じて経理書類の整備状況について確認することがあるため、支出の都度、経理書類は整理しておくこと。
- (6) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (7) 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (8) 本委託業務は、国の地域未来交付金（地域未来推進型）を活用して実施することから、同交付金の交付要綱等に基づき適正に処理しなければならない。また、業務完了後は業務完了届のほか、速やかに実績報告書及び愛知県が求める資料を提出しなければならない。
- (9) 「次世代モビリティ社会実装基盤調査事業」実施委託業務企画提案募集要領に基づいて提出した企画書の内容を遵守すること。

- (10) 適切な業務推進体制と作業スケジュールにより業務を実施することとし、業務実施にあたっては、必要に応じて（月2回程度）愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課と打合せをすること。
- (11) 受託者は、本業務により知り得た資料及び事項を本県の許可なく他に利用若しくは漏らさないこと。
- (12) その他、仕様書に定めのない事項は、県との協議により定めるものとする。

## 5 納入場所

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課

## 6 成果物

- (1) 成果報告書3部及びその電子データ（県の指定するデータ形式）
  - ・各業務に係る記録（記録写真の撮影、新聞、その他メディア等の掲載記事等の収集等）をまとめるとともに、各業務実績等についても詳しく記載すること。
- (2) 県Webサイトに調査結果を縦覧するための要約版（20ページ以内を目安）3部及びその電子データ（県の指定するデータ様式）
- (3) その他県と協議の上、県が指定するもの